

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会におけるドイツ市場調査事業仕様書

1 業務名

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会エリアにおけるドイツ市場調査事業

2 事業目的

政府では、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、観光先進国の実現に向け、政府一丸、官民一体となって取り組んでいくこととしている。

このような中、世界遺産や国宝等、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで3つ星として紹介されている、日本屈指の観光資源（文化財）を有する北陸・飛騨・信州3つ星街道（金沢～南砺～白川～高山～松本のエリア。以下、「3つ星街道」という。）には、日本らしい歴史・伝統文化、四季折々の雄大な自然、国立公園（山岳リゾート）、食、体験など外国人旅行者に訴求するあらゆる魅力ある観光素材が揃っている。

本事業では、ドイツ市場を新たなターゲットとして定め、定量調査及び定性調査を実施し、当該地域の観光地としての受容性や訪日旅行に関するニーズやインサイトを確認し、今後の誘客施策の検討を行うものである。

3 期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 対象市場

ドイツ

5 事業内容

3つ星街道観光協議会欧米豪・東南アジア誘客部会（以下「本部会」という。）における新たなターゲットであるドイツ市場について、2種類の調査を実施すること。

(1) 定量調査

ドイツ市場の一般消費者を対象として、インターネット上でアンケート調査を実施すること。

ア 調査手法：インターネット調査によるアンケート収集、集計、分析

イ 人数：400サンプル以上

ウ 最終的なアンケート項目は本部会と協議の上決定する。

エ アンケート結果は翻訳しとりまとめた後、Excelで加工し納品すること。

なお、個人情報が出ないように加工すること。

(2) 定性調査

ア 調査手法：グループインタビュー

イ 回数：1回以上

ウ 時間：3時間程度

エ 人数：1グループあたり6名以上

オ インタビュー時には、オンライン等で本部会が参加できるよう設定すること。

ウ 最終的な質問項目は本部会と協議の上決定する。

エ 結果は翻訳し納品すること。なお、個人情報が分からないよう加工すること。

(3) テストマーケティングの実施

ア 実施手法：オンラインによるBtoC施策や旅行会社へのBtoB施策等

イ (4)ウ(エ)におけるプロモーション手法について、効果の有無を確認するものとする。

ウ 最終的な実施内容は本部会と協議の上決定する。

(4) 分析及び報告書の作成

上記(1)、(2)及び(3)で得られた調査結果について、世界及び日本におけるインバウンド旅行動向等とともに分析を行い、報告書にまとめること。

ア 報告書には、定量調査及び定性調査の調査項目を網羅した内容を記載すること。

イ 分析については本部会と協議の上実施すること。

ウ 分析及び報告書の記載内容には以下の観点を含めること

(ア) 訪日旅行に関するニーズやインサイトの分析

(イ) 3つ星街道の観光資源とドイツ市場の親和性及び競争環境やマクロ環境要因等の分析

(ウ) 訴求コンテンツや想定される旅行者ルートの提案

(エ) STP分析等を踏まえ直近3ヵ年（令和6年度～令和8年度）における効果的なプロモーション手法の提案（※）

（※）1～2年目は認知の拡大と興味関心の深化、3年目には来訪促進を目的として年間3,000千円程度のプロモーション予算を想定する。

エ 結果について本部会に報告する場（オンライン）を設けること。

オ 分析にあたっては、過去2年以内に観光動向調査の分析経験がある担当者を分析主任者として配置すること。

6 業務報告書の提出

受注者は、業務の期間が終了した後、業務報告書を5冊提出すること。報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。なお、電子データも納品すること。

7 本事業の期待する効果

定量調査：サンプル数400以上

定性調査：サンプル数6以上

8 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

9 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) プライバシーマークの取得等、適切な個人情報の取扱いに配慮すること。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本部会に帰属するものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本部会の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本部会が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本部会と協議を行うこと。
- (8) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (9) 世界の情勢を注視し、発注者と協議しながら事業を実施すること。なお、状況によっては、業務内容の変更または一部停止になる可能性がある。

10 担当

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会 欧米豪・東南アジア誘客部会 事務局
松本市文化観光部観光プロモーション課 担当：西澤

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。